

阿南市要綱第33号

阿南市基金の一括運用及び債券の購入管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿南市が設置している基金に属する資金を一括運用（基金と預金・債券の一对一の関係をなくし、複数の基金を一体のものと捉え、基金全体をまとめて管理する方法をいう。以下同じ。）すること及び一括運用する資金を債券で運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(一括運用の対象基金)

第2条 一括運用の対象となる基金は、別表のとおりとする。

(一括運用の事務担当課)

第3条 第6条の運用方針に基づいた一括運用する基金の資金による債券の購入及び売却の事務については財政課が行い、一括運用による預金及び収益の各基金への配分額の決定その他の一括運用に関する事務については、会計課が行うものとする。

(一括運用の収益)

第4条 一括運用による運用収益は、全て基金一括運用収入で受け入れることとし、各基金への配分は、前年度末時点の基金残高の割合で按分した額を年度末までに各基金への収入更正により行うものとする。なお、按分確定後、運用収益の変更があった場合は、阿南市財政調整基金の財産収入を増減して調整する。

(運用の基本原則)

第5条 基金の資金運用にあたっては、次に掲げる原則に従うものとする。

- (1) 安全性の確保 元本の安全性の確保を最重要視し、基金元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管及び運用を行うとともに、債券の適切な分散購入に努め、特定の債券の保有量が偏重しないようにすること。
- (2) 流動性の確保 支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金需要に備え、資金の流動性を常に確保すること。
- (3) 効率性の追及 安全性及び流動性を確保したうえで、運用収益の最大化を図り、かつ効率的な資金調達に務めるこ

と。

(運用方針の決定等)

第6条 財政課長は、基金の担当課長と協議の上、基金の積立額、処分の金額及び時期を勘案し、一括運用に係る基金の債券での最大運用限度額等を定めた運用方針(案)を毎年度作成し、基金運用検討会議において決定する。運用方針を変更するときも同様とする。

2 前項の規定により決定した運用方針については、市ホームページ等で公表する。

(購入対象債券)

第7条 購入の対象となる債券は、元本及び利息の支払いが確実な次に掲げる債券に限定する。ただし、既に購入している債券については、この限りでない。

- (1) 国債(日本国国債)
- (2) 政府保証債(政府関係機関が発行する債券)
- (3) 地方債(地方公共団体が発行する債券)
- (4) 特別の法律により設置された法人が発行する債券(地方公共団体金融機構債)

(債券運用期間及び保有割合)

第8条 購入する債券の運用期間は、10年以内を原則とし、流動性確保のため保有する債券の購入額の合計が、一括運用した基金の前年度末時点の総額の20パーセント以内とする。ただし、既に購入している債券については、この限りでない。

2 購入した債券は、元本及び利息を確保するため、満期償還日まで保有するものとする。ただし、事業のため取り崩す必要が生じた場合や効率的に運用できる場合は、償還期間前に売却できるものとする。

(債券の購入先の選定)

第9条 債券の売買取引においては、国内金利、債券売買の動向などの的確な情報の把握、売買取引における迅速性を確保する必要性から、情報提供・債券運用業務対応能力等を有し、保管金融機関の固有財産との分別管理及び資金の決済業務等が確実に行われる金融機関を債券の購入先に選定する。なお、金融庁から業務停止命令等の行政処分を受けてい

るときは、新規の運用を見合わせ、約定日前の申込みは取消すものとする。

(債券購入方法)

第10条 債券の購入にあたっては、原則として指名競争入札により行うこととする。

(債券購入の基準)

第11条 購入する債券の基準は、次のとおりとする。

- (1) 購入金額が額面金額と同額又は額面金額未満の債券（パー又はアンダーパーの債券）
- (2) 購入金額が額面金額を超える債券（オーバーパーの債券）で、満期償還時における受取利息の合計が、購入金額と額面金額の差額以上の債券

(債券の購入及び売却通知)

第12条 市長は、債券の購入を決定したときは、債券購入通知書（様式第1号）により、また、債券の売却を決定したときは、債券売却通知書（様式第2号）により、会計管理者に通知する。

(債券残高の関係課通知)

第13条 会計課長は、購入した債券の残高確認のため、財政課長に債券登録口座を有する証券会社の購入時点、3月末、9月末における取引残高報告書の写しを送付するものとする。

(債券管理台帳)

第14条 財政課長は、債券管理台帳（様式第3号）を作成するものとする。

2 前項の規定による債券管理台帳（様式第3号）は、償還又は期中売却までの間、会計管理者が保管するものとする。

(償還差損益等の処理)

第15条 債券の償還差損益等の処理は、次のとおりとする。

(1) 経過利息

購入後最初の受取利息の歳計現金での調定は、経過利息相当額を減じた額で行い、基金に残った額を利用して債券の帳簿価格を減ずる。

(2) 償還差益（アンダーパー）

満期償還日の属する年度において、歳計現金として全額調定を行う。

(3) 償還差損（オーバーパー）

購入時に算定される差損を満期償還時における受取利息で調整する。

(4) 売却益

売却日に属する年度において、当該売却益を歳計現金として全額調定する。

（債券保管状況等の報告）

第16条 会計課長は、月末における債券保管の状況を債券保管状況表（様式第4号）により財政課長、総務部長を經由して市長に報告するものとする。

（基金運用検討会議）

第17条 預金及び債券に関する次の事項について協議するため、基金運用検討会議を設置する。

(1) 預金に関すること。

(2) 債券の購入、売却に関すること。

(3) 金融機関の選定に関すること。

(4) その他市長が必要と認める事項の審議

（基金運用検討会議の構成）

第18条 基金運用検討会議は、次の者で構成する。

(1) 市長

(2) 副市長

(3) 総務部長

(4) 会計管理者

(5) 財政課長

(6) 会計課長

(7) その他議長が必要と認める者

- 2 検討会議の議長は市長とする。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副市長がその職務を代行する。

(基金運用検討会議の運営)

第19条 議長は、債券を購入又は売却する場合は、速やかに基金運用検討会議を開催しなければならない。

- 2 議長は、基金運用検討会議の所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

- 3 基金運用検討会議の庶務は、会計課において処理するものとする。

(委任)

第20条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

一括運用対象基金

1	阿南市財政調整基金
2	阿南市減債基金
3	阿南市坂東奨学基金
4	阿南市地球温暖化等対策基金
5	阿南市障害児福祉基金
6	阿南市水産振興対策基金
7	阿南市交通遺児育英基金
8	阿南市立図書館図書充実基金
9	神野 知基金

10	ふるさとづくり基金
11	島津記念運動公園管理運営基金
12	阿南市老人福祉充実基金
13	阿南市国際交流基金
14	阿南市豊かな森林づくり基金
15	阿南市地域福祉基金
16	輝けあなんふるさと創造基金
17	阿南市牛岐城趾公園整備に係る日亜化学工業基金
18	四国横断自動車道に係る阿南市道の整備に係る日亜化学工業基金
19	日亜化学工業河川水質改良基金
20	阿南市地域医療充実対策基金
21	阿南市野村靖奨学資金基金
22	阿南市ごみ処理施設建設基金
23	阿南市新野町スポーツ振興基金
24	阿南市輝く子どもの子育て応援に係る日亜化学工業基金
25	阿南市ふるさと阿南応援事業基金
26	阿南市長生町農林漁業振興基金
27	阿南市中山間地域活性化推進基金
28	阿南市立岩脇小学校基金
29	阿南市危機管理対策基金